青森県高等学校体育連盟スケート専門部規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本専門部は名称を青森県高等学校体育連盟スケート専門部と称する。
- 第2条 本専門部の事務局を部長指定の場所に置く。

第2章 目 的

第3条 本専門部は関係競技団体と提携し、青森県高校スケートの健全な普及発展を図ることを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本専門部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1)競技会の開催及び奨励。
 - (2) その他の本専門部の目的達成に必要な事業。

第4章 組 織

第5条 本専門部は青森県高体連スケート専門部に加盟している各校顧問及び、 監査委員、庶務会計係をもって組織する。

第5章 役 員

- 第6条 本専門部には次の役員を置く。
 - (1) 部長1名(校長職)、副部長若干名
 - (2)委員長1名、副委員長若干名
 - (3) スピード、フィギュア、アイスホッケーの各部門に競技委員長、また 必要に応じて副競技委員長を置く。
 - (4) 監查委員、庶務会計若干名
- 第7条 役員については学校教育法第50条第1項に規定する校長、教頭、教諭、 臨時講師の職にあるものがあたる。
- 第8条 役員の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 部長は総会において推挙し、その他の役員については総会において選出 する。

第6章 会 議

- 第10条 本専門部には次の会議を置く。
 - (1)総会
 - (2) 各校顧問代表者会議
 - (3)各部門委員会
- 第11条 総会は毎年1回部長が招集し、予算案及び事業案を審議する。
- 第12条 各校顧問代表者会議並びに部門委員会は、必要に応じて部長及び各部門 の競技委員長が招集し、必要事項について審議する。

第7章 経費

第13条 本専門部の経費は加盟校の負担金並びに参加料等を以てこれに充てる。 第14条 当該年度の会計は監査委員の監査を受け総会において承認を得るものと する。

附 則

- 1 本規定は平成14年5月の総会で審議に付し、以後施行する。
- 2 本専門部の設立年月日は昭和22年4月1日とする。
- 3 平成28年6月1日一部改正。
- 4 令和元年5月29日一部改正。
- 5 令和4年5月30日一部改正。

全国高等学校総合体育大会予選に関する申し合わせ事項

- ○スピード競技
 - ・青森県高校総体に出場(参加申込をもって出場とみなす)し、 全国高校総体の出場資格を満たしている者に出場権を与える。
 - ・出場距離については各校で判断し、決定する。
- ○フィギュア競技
 - ・青森県高校総体および東北高校総体に出場 (参加申込をもって出場とみなす)した者の内、 東北高校総体の結果の上位から、出場権を与える。
 - ・全国高校総体の出場資格を満たす生徒数が出場枠内であっても、 青森県・東北高校総体に出場していない者には出場権を与えない。
- ○アイスホッケー競技

青森県高校総体の結果の上位から、出場権を与える。

- ・県内の登録校数が出場枠内であっても、 青森県高校総体に出場(参加申込をもって出場とみなす)していない チームには出場権を与えない。
- ・合同チームに関しては全国高体連及び全国専門部の規程に従う。

青森県高等学校体育連盟スケート専門部 旅費等支給基準

1 目 的

青森県高等学校体育連盟スケート専門部(以下「専門部」という)の運営に係る会議および研修等のために旅行する場合の旅費支給に関し、青森県高等学校体育連盟「旅費規程」および青森県「職員の旅費に関する条例」を勘案し、下記の通り基準を定める。

2 支給対象

(1) 専門部が経費負担する旨を通知した上で派遣申請をした教職員。

3 支給方法

- (1) 旅費等の支給にあたっては、原則として会議等の派遣当日に支給し、支給を受けた個人は署名または受領印を押印する。
- (2) 宿泊費については、原則として別表の通り本人に支給し、宿泊者本人が宿舎に 直接支払う。

4 支給額の算出基準

- (1) 交通費の算出にあたっては、経済的かつ合理的な通常の経路とする。
- (2) 支給額は別表の通りとする。
- (3) 会場に勤務の者には支給しない。

5 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、専門部の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。
- (2) この基準は、令和4年5月30日から適用する。

(別表)

	交通費	宿泊費	旅行雜費
同一市町内	1日500円	なし	なし
青森県内	往復距離×25円+有料道路料金	9,800円×	なし
(私用自動車)		宿泊数	
青森県内	出発地最寄駅~会場地最寄駅	9,800円×	なし
(鉄道)	(片道運賃+通常期特別料金) × 2	宿泊数	
青森県外	出発地最寄駅~会場地最寄駅	9,800円×	1日1,200円
(甲地方除く)	(片道運賃+通常期特別料金) × 2	宿泊数	
青森県外	住所地最寄駅~会場地最寄駅	13,000 円	1日1,200円
(甲地方)	(片道運賃+通常期特別料金) × 2	×宿泊数	

甲地方・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、 名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市